**平成２３年（フ）第２２８号**
北海道帯広市西６条南34丁目51番地２
破産者　酒井　信隆
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第２７０号**
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第15地割34番地５
破産者　千葉　清美
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第２７７号**
岩手県奥州市水沢区台町１番45号　メゾンカンノ102号室、住民票上の住所岩手県奥州市胆沢区南都田字糀谷田83番地
破産者　高橋　弘江
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第２６１号**
秋田市牛島西２丁目９番10号　アーバンハイツ三浦Ｂ６号、前住所秋田市仁井田二ツ屋２丁目15番６号
破産者　三浦　英一
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８９号**
千葉県富里市七栄650―1179　ハイツ高田102号室菅澤美香方、住民票上の住所千葉県香取郡多古町高津原1283番地４
破産者　菅澤　道子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２１９４号**
神奈川県茅ヶ崎市幸町21番35号
破産者　大久保英明
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２１９５号**
神奈川県茅ヶ崎市幸町21番35号
破産者　大久保美佐子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４７４号**
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目１番８―313号
破産者　三宅　健司
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４７５号**
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目１番８―313号
破産者　三宅　美穂
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３９２号**
石川県かほく市木津イ68番地２、従前の住所石川県かほく市木津イ65番地24
破産者　片倉　洋二
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第３９９号**
金沢市駅西新町１丁目４番１号　ロイヤルコート駅西603号、従前の住所京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町122番地１
破産者　石田　裕史
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第３４号**
石川県珠洲市上戸町南方ヨ字10番地
破産者　松井　　徹
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第６２号**
鳥取県西伯郡伯耆町吉長366番地１
破産者　山道　英一
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第６３号**
鳥取県西伯郡伯耆町吉長366番地１
破産者　山道　榮子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第４３２号**
千葉県成田市飯田町158番地８
破産者　鹿野　重廣
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第２１５号**
愛知県知多市つつじが丘４丁目28番地の29
破産者　有限会社ピアフードサービス
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６１７号**
名古屋市中区新栄２丁目44番25号
破産者　株式会社トライアクト
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３５５号**
岡山県倉敷市玉島上成824番地　ルノアール101、開始決定時の住所岡山市北区平田120番地105
破産者　竹谷　鈴子
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５９９５号**
神奈川県座間市四ツ谷785番地
破産者　株式会社ベルウッド
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部